

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成27年4月2日(2015.4.2)

【公開番号】特開2013-253064(P2013-253064A)

【公開日】平成25年12月19日(2013.12.19)

【年通号数】公開・登録公報2013-068

【出願番号】特願2012-131306(P2012-131306)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/44	(2006.01)
A 6 1 K	8/46	(2006.01)
A 6 1 K	8/55	(2006.01)
A 6 1 Q	11/00	(2006.01)
A 6 1 K	8/60	(2006.01)
A 6 1 K	8/34	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/44
A 6 1 K	8/46
A 6 1 K	8/55
A 6 1 Q	11/00
A 6 1 K	8/60
A 6 1 K	8/34

【手続補正書】

【提出日】平成27年2月16日(2015.2.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

次の成分(A)、(B)及び(C)：

(A)N-アシル酸性アミノ酸又はその塩 0.005質量%以上0.3質量%以下、

(B)アルキル硫酸塩 0.5質量%以上2質量%以下 及び

(C)ポリリン酸又はその塩 0.005質量%以上0.4質量%以下

を含有する歯磨組成物。

【請求項2】

成分(A)がN-ラウロイルグルタミン酸、N-ミリストイルグルタミン酸、及びこれらの塩から選ばれる1種又は2種以上である請求項1に記載の歯磨組成物。

【請求項3】

さらに(D)スクラロースを0.001質量%以上0.1質量%以下含有する請求項1又は2に記載の歯磨組成物。

【請求項4】

成分(A)及び成分(C)と成分(D)の質量比((A)+(C))/(D)が、1以上30以下である請求項3に記載の歯磨組成物。

【請求項5】

成分(A)と成分(C)の含有量の合計が0.01質量%以上0.6質量%以下である請求項1～4のいずれか1項に記載の歯磨組成物。

【請求項6】

さらに( E ) グリセリンを 1 質量 % 以上 10 質量 % 以下 含有する請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の歯磨組成物。

【請求項 7】

さらに( F ) 20において水溶液 100 g に対して 5 ~ 40 g 溶解する糖アルコールを含有する請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の歯磨組成物。